

市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録【一部非公開】

1. 開催日 令和8年8月20日
2. 場所 全員協議会室（午前）委員会室（午後）
3. 出席者 百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
上田宗久、中岡久徳
4. 欠席者 なし
5. 委員外議員 内原篤、桃井弘子
6. 理事者 なし
7. 証人 宮崎副市長、川口総務部次長、前田総務部人事課長
●●主幹、▲▲主任
8. 事務局 城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
久保議事課主幹
9. 案件 1 証人への尋問
2 その他
10. 会議の次第

（午前10時 開会）

委員長（百上真奈君）

ただいまより、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会いたします。

ただいままでの出席委員数は8名、会議は成立しました。

会議録署名委員に福村委員をお願いします。

本日の事項は、1「証人への尋問」、2「その他」です。

本日は、本件調査のため、5名の方に証人尋問を行います。

まず、副市長、午前11時から総務部次長、それから、午前11時30分から総務部人事課長に証言を求めることとしています。

さらに、午後からは非公開で2名の方に証言を求めることとしています。

それでは、証人お入りください。

（証人 入室）

委員長（百上真奈君）

お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

1、証言が証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただくかはなりませんが、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読をお願いします。

証人（宮崎副市長）

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月20日、副市長、宮崎寿。

(証人 署名・押印)

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

では、これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

この際委員の皆さまに申し上げます。

まず、委員長から総括尋問を行い、その後各委員から総括質問以外の事項について尋問していただきます。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人の名称の発言には特段ご注意ください。また、尋問時間は、証人一人当たり 60 分間以内としておりますので、尋問は簡潔・明瞭をお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、証人への尋問を開始します。

事前に回答書をいただいておりますので、確認させていただきます。

氏名、宮崎寿。生年月日、昭和 35 年 8 月 17 日。採用年月日・職種、令和 6 年 1 月 1 日、副市長。令和 6 年 12 月 26 日本件発生当時の所属及び役職、副市長。申立人職員 A 及び市長との姻戚関係の有無、無し。

以上について、全て相違ありませんか。

証人（宮崎副市長）

相違ございません。

委員長（百上真奈君）

それでは、続けて伺います。

まず、本事案について財務部長から、いつどのような形で、例えば口頭とか文書とか若しくは両方とか、どのような形で報告を受けましたか。

証人。

証人（宮崎副市長）

令和 6 年 12 月 27 日の朝 10 時過ぎだったと思います。報告文書を持って来られまして、資料として既に提出済みでございますが、2 枚の資料を持って来られまして、それに沿って財務部長から報告を受けました。

委員長（百上真奈君）

財務部長からの報告は、本委員会に提出していただいた提出資料に記載の内容のとおりでしたか。

証人。

証人（宮崎副市長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（百上真奈君）

報告を受けて、副市長は何らかの対応をされましたか。

証人。

証人（宮崎副市長）

まず、この報告のあった内容の真実性というか、これを問題として問うていくためには、やはり相手方である報告がなかった側の市長からも聞き取る必要があるということです。

ところが、今の市のいろいろ例規を調べていたわけですが、例規の中では、特別職にある者に、例えばハラスメントの防止要綱などもございますけれども、これは一般職を対象とした要綱でございますし、公益通報条例などもございますけれども、公益通報にも該当しないような内容でございますし、市としてどういう対応ができるだろうかということを検討することとなりました。

委員長（百上真奈君）

検討することになりましたということですね。それについては、後からでもまた質問があると思いますが、具体的に検討はされましたか。

証人。

証人（宮崎副市長）

令和6年12月27日というのは御用納めの日でありました。年が明けてからの1月から2月ぐらいに、この案件については、当時の総務部長とも情報を共有しながら、何とか対応するすべがないものかというようなことで、調査検討を行ったというようなことでございます。

委員長（百上真奈君）

分かりました。次の質問に進みます。

旧ふれあいプラザの件について、令和6年12月26日事件発生当時ですけれども、その前後に協議に参加されていなかったか。

証人。

証人（宮崎副市長）

参加しております。

委員長（百上真奈君）

市長との協議の中で、旧ふれあいプラザの件について、法人Bが社員Cを雇っていることについて会社として信用できないから契約を解除するように、市長が資産経営課長に指示しているのを聞いたことがありますか。

証人。

証人（宮崎副市長）

ありません。

委員長（百上真奈君）

市長から、協議の中で社員Cを解雇するように法人Bに伝えるよう資産経営課長に指示しているのを聞いたことがありますか。

証人。

証人（宮崎副市長）

ありません。

委員長（百上真奈君）

私のほうからは以上です。

では、引き続き委員の皆さんから御質問をお願いいたします。

上田委員。

委員（上田宗久君）

財務部長からの報告は、令和6年12月27日、当事案があった日の翌日に受けられていますが、12月27日に市長とお会いになられませんでしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

会っていると思います。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

それは12月26日の当日ですか、その翌日ですか。

委員長（百上真奈君）

12月27日に会っておりますと回答がありました。

上田委員。

委員（上田宗久君）

12月27日にお会いになったときに、市長に財務部長から報告があったことを伝えましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

伝えておりません。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

その後、こういうことがあったということをずっと報告しなかった
ということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

ずっとではなかったとは思いますが、幾ばくか経った頃
には少し話をしたこともあります。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

これに対して見解を市長に述べられたことがありますか。副市長
の見解、意見として述べられたことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

ありません。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

議会にこういう案件があったということが伝わった後に、取り上
げることになったわけですが、それまでずっと、1回だけですか、
市長にお会いして、こういう報告と副市長の御所見を市長に述べら
れたことは。ほとんどなかったということよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

特にそれもこの具体的な内容について、話したことはありません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

お忙しいところありがとうございます。

数点確認をさせていただきます。

本件発生日の翌日の令和6年12月27日に当時の財務部長から書面で報告書が上がってきたと。その時点で市長がハラスメントの行為者であることは認識されましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

こういう行為があったのだろうということで認識はしました。

それと12月27日だったか、仕事初めのときか分かりませんが、担当課へ行かせていただきました。ところが申立人はおられなかったのですけれども、周りの職員から、エレベーター付近で激しいやりとりがあったというような事実を確認はさせていただきました。

それともう1点は、申立人が通常と変わらずに勤務ができている状態であるのかどうかということも確認をさせていただきました。

それから、しばらくしてから、通常どおり申立人が机に座って働いているという状況も確認をさせていただきました。

こういう行為を受けた後で、パワーハラスメントの成立要件には、身体的苦痛だとか精神的苦痛だとか、あるいは職場環境を害するとか、そういったことがこの行為によって実際に発生していたのかどうかというような検証というか確認も必要だと思いましたので、それから、彼が翌年4月に異動したわけですが、異動後も異動した先の部署でも、そこの部局長に「彼は頑張って今働いておりますか」というような問いかけをしたりというようなことはしておりました。

こういう行為があったわけですが、旧ふれあいプラザの補償の問題、あるいは買戻しの問題というのは、粛々と進んだというようなことで、申立人にはよく頑張っていたなというように評価をしているところです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

今証人が答弁いただいた中に、職員に対する心遣いは伝わりましたが、それは申立人に直接そういうお声がけをされたという認識でよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

一度、申立人に「どうや、最近大丈夫か」というようなことを、職場で会ったときに、お声をかけさせていただいたというふうに記憶しているのと、それから、この事案があった後も、市長・副市長報告とか市長・副市長レクというような形で、申立人ともお会いする機会がございましたので、そのときにも、本人の状況なども見させていただいていたというようなところでございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

質問には簡潔にお答えください。

報告書を初見で見たとき、副市長はその内容を把握した時点でどう感じましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

先ほども言いましたけれども、本人の心に精神的なダメージを与えたり、職場環境を悪くするような行為になっていて、これが事実であるならば、完全にハラスメントの行為だろうというふうに、報告を受けたときは思いました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その時点で当時の財務部長に何か対策の指示は出されましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

すぐには出してはおりませんでした。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

報告書が上がった後に、申立人から事情をヒアリングした事実がありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

ございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ということは、申立人と直接しゃべったことがない。それで、職場を見に行ったりとか、申立人の上司から情報を得るだけで申立人との接触はなく、申立人が事案の後、どのようなダメージを受けたとか、職場環境が悪化しているのではないかということは申立人から直接聞いたということはないのですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

職場内で出会ったときに「どうや、元気か」とか「大丈夫か」みたいな声かけを一度させていただいたかなとは思っています。

すいません。先ほどのお話で訂正というか、報告をいただいた後、財務部長にこういうことが起こったので、職場内に気を付けておいてあげて欲しいというような話はしたと思っております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

申立人の状況を確認した結果、行政内部で何らかの対応が必要になるということは考えられましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

そのためにいろいろ特に自分に何ができるのかということの調査研究をさせていただいたということです。

その結果、先ほども申しましたが、現在は私どもが所管している例規の中では、特別職のハラスメント行為を検討する、調査する機関が現在はないということで、できなかったわけですが、ただ、少し研究を進めていく中で、公平委員会というところに、申立てをすれば、調査をしてくれるのではないかというように思いましたので、そのときは部長を通じて申立人に公平委員会へ申し出てはどうかということをおっしゃっていただきました。

そして、後から部長にそのことを言っていただきましたかと確認

しましたが、申立人は公平委員会へ申し出るつもりはないという話だったということで報告を受けております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

公平委員会に申し出ることを提案したのは、いつのことですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

令和7年の末ぐらいか、ひょっとすると令和8年に入っていたかも分かりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長に調査を行わなかった理由は分かります。それは権限がないと。それは副市長の判断であって、その件に関して法務統括監なり第三者の方に相談されたということはございますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

ございません。

第三者になるかどうか分かりませんが、その当時の総務部長とは相談はしておりました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長に対する調査権がないということの判断を裏づけるような書面なり条例規則、その他根拠にするような文書とかは作成されましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

そのような文書は作成しておりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長に対する調査権がないということと、行政が本件について何も対応しないということは別の問題だと思いますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

別といたしますか、行政として特別職に対するハラスメントの問題、他の市でも起こっておりましたが、現実的に今の法令状況の中ではですね、行政内部の中で特別職を対象にした第三者委員会を設置するということを進めるのは非常に困難であったというようなところです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ちょっと質問を変えるのですが、市長と法人Bの社員Cは以前から面識あったと思われますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

そこは私には分かりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ということは、社員Cと市長にトラブルがあったとかそういう事案も把握はされておられませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

知りません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

公平委員会へ申出を提案されたことは市長には伝えましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

伝えておりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

先ほど答弁にありましたが、申立人は公平委員会に申出をしないという報告を当時の財務部長から報告を受けたと。その時点で市としての本件に対する対応は、副市長の中ではもう終了したような考えがあったのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

そこで申し出なければ、私に相談のあった事案として対応できる全てがそこで終わってしまったかなというような思いはありました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

最後にします。

申立人に対してこの事案が発生した後、本当に心に傷もついているだろうということもあったと思いますが、副市長が自ら申立人に対して声をかけたことはありますか、最後にこれだけお聞かせください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

本件に関わらない普段の世間話のような話とか、何気ない話をする機会はありませんでしたが、本件については話をしておりません。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

副市長は財務部長からの報告を最初に受けた段階で、これはハラスメントの可能性があるという認識されたと、先ほど私は認識したのですが、そのとおりでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

はい、ハラスメントの可能性があるということを認識をいたし

ました。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

認識された中で、申立人からの聞き取りやその報告などは直接行われていないのですね。

委員長（百上真奈君）

今「していません」と回答されていますね。

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

昨日の尋問にもありましたが、目撃者や聞いている方もいる中で、副市長はこの状況をどのように自身がとらえていたのですか。ただならぬことではないだろうか、この職場はどうなっているのだろうかというような感じは受けられましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

申立人のこともさることながら、職場が円滑に動いているかというのは気にかけておりました。

委員長（百上真奈君）

質問に当たっては何を明らかにしたいのかしっかり持って質問してください。

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

申立人になぜ聞き取りをされなかったのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

先ほども言うておりますが、調査権がないというところが一つありますのと、財務部長がヒアリングをして報告書を上げてきていただいているというところで、その報告書の中で1点抜けているなあと思ったのが、その後の本人の精神的苦痛でありますとか、身体的な何かがあったというような報告がその中にはございませんでしたので、そこは気にかけてはおりました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

公平委員会への申出を提案をしたというところなのですからけれども、申立人が「それはしない」というふうに言っているという報告を財務部長から受けたということなのですからけれども、何でその提案を受けるつもりがなかったのかみたいなことは、部長からの報告の中にありましたか。理由みたいなことです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

申立人が、公平委員会は労働環境の調整だとか勧告ができる機関であるわけですがけれども、公平委員会という一般の職員のイメージとしては、自分の昇給が遅いのではないかとか、給与がどうだとか、個人に対する労働条件の是正に対して申出を行う機関だというようなイメージが強かったのではないかというふうに、当時の総務部長と話をして、そういうふうに思われているのかなあというような話をした覚えはございます。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

申立人が言っていましたではなくて、多分そうなんだろうというのを、副市長と当時総務部長の間でお話をされたということですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

そのとおりでございます。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

この報告を12月27日に受けたときに、同じような市長によるパワハラの疑いがあるような案件はこれが初めてでしたか。それとも何件かあったのか状況を教えてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

この日までに実はパワハラに該当しかねないという案件が1件

ありました。それからこの日以降にも1件ありました。私が知っている、同席している中で起こったことが2件ありました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

確認ですけれども、この12月27日より前に1件、該当しかねないものがあつた。これはこういうことがあつたのですという訴えを部の人から副市長がお聞きになっていたということでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

あつたというのは私が同席して目撃した事案です。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

ということは、その日前にあつたもの1件が同席している中で起こったこと、その日後にまた1件あつたものは同席していない中で報告を受けた形で調べたことですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

それも同席している中であつた事案です。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

それ以外にはありませんでしたか。直接ご覧になったもの以外で、市長からこんなことを言われた、パワハラに当たるのではないかというような訴えかけは他にはありませんでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

最近になって、また1件、これは私が同席して目撃したわけではないですけれども、部下から報告があつた案件が1件あります。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

それらの案件なのですけれども、同席している中でこれは該当しかねないというふうに思ったというのは、どういう状況をもってですか。

委員長（百上真奈君）

パワハラの部分の尋問は12月26日の案件に対してです。その他にも証人がパワハラの疑いがあるというふうに証言をされたということです。

北山委員。

委員（北山太加視君）

申立人からの報告書を副市長が見て、翌年の1月から2月ぐらいの間に当時の総務部長と調査検討を行ったという回答をいただいたところなのですけれど。副市長から直接法務統括監に本件の取扱いについてアドバイスを受けたことはありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

アドバイスを受けたことはありません。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

アドバイスを受けるべきだと思いませんでしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

そのときはそこには思い至りませんでした。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

次、質問させていただきます。

報告を受けた後も、副市長として職員の勤務状況あるいはその様子を心配されていたという回答をいただいたと思っておりますが、申立人と直接やはり話し合うべきではなかったのかなあと私は思っています。調査する権限はないと先ほどおっしゃられていたのですけれども、申立人の状況を放置していたということにな

らないのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

報告書にもあるとおり、何を求める報告書というわけではないわけですが、こういったハラスメント行為が起こらない職場環境の構築を求めるための勇気ある報告なのか。なかなか個人のこれをどういうふうにもっていくのかということは非常に対応の仕方として難しいところがありました。

だから、個人としての職場での勤務が継続が困難になるだとか、心の病になるだとか、そういうことがあってはならないと思います。ところが、職場として今環境をつくっていくというのが大変なことで、職員同士のハラスメント事案であれば、ハラスメント防止に関する要綱がありまして、組織もありますし、傷害行為が起こるとか、そういうことになった場合でも対応するシステムができていますけれども、特別職が行った部分については、そこがしっかりとできていないというのが非常に課題として提言されて、今後どうしていくべきだろうかというような思いではずっといました。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

申立人からの報告を受けて、特別職において本件のような事案が発生していることについて、今後の対応について話し合われた事実がありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

当時の総務部長とはこれをどうすべきかということは何度か話をした記憶があります。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

本件の報告を受けて、副市長も含めて特別職で話し合われたことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

第三者と話し合ったということはあります。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

質問を変えます。

今回の申立人の申立書によれば「異動希望を書いてください」と市長から言われた。強要というか、指示を受けたというふうにとらまえるところですが、異動希望というのはどのようなものなのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

本人が自らの意思を持って、行きたい職場やこれからやりたい仕事、そういったものについて提出するものというふうに認識しております。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

異動希望なるものですけれども、伊賀市ではどのような時期に取り扱われるものなのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

翌年度の人事異動を前提としまして、11月か12月ぐらいから案内を出しまして、辞められる方もいますし、人事異動に合わせて希望をとるし、職場からもそれぞれ自分の異動希望調書が上がってきます。12月から1月ぐらいに出して来られるのではないのかなというふうに思っています。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

それで、異動希望というものは上席のものから強要されるべき性格のものなのでしょうか。もし、そういう行為があったとすれば副市長としてはどういうふうにお考えになられますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

それは不適切な運用であり、あってはならないことだというふうに思っております。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

またちょっと質問を変えます。

法人Bに対する一方的な契約解除の指示であったりとか、その従業員の解雇とか、そういった強要することがあったように申し立てられているわけなのですけれども、もし、市のトップがそういった指示をする場合、市長、副市長、担当部長を含めた庁内会議あるいは議論を行った上で行われると考えるところですが、市長が直接そういった指示を行ったことに対して、副市長の判断も含まれていたものなののでしょうか。全く関与されていないものなののでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

本件の旧ふれあいプラザの件については、市長が就任直後から私も入った中で何回か事前に協議をしておりました。

その間は契約解除ではなくて、1月の末ぐらいまで契約を延長をするような、それが庁議といいますか打ち合せの中で決定していたことですので、1月末が来るまでに解除とか、そのような話があるものだと私は全く思っておりませんでした。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

本件発生から1年半以上の時間が経過をしているわけなのですが、この間の時間の経過について、解決の方向性とか含めて、副市長の職責としてどう考えられておられますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

今回特別職がハラスメントの疑いのある事案を起こしたという

中では、私自身としましては、やはり他の自治体にもあるような市長の倫理条例の制定や、特別職のハラスメントに対応する独立した第三者機関、実は公平委員会が機能できるようになればいいのかも分かりませんし、独立した第三者機関の中で行えるようなものができるというのが一番望ましいのだろうというふうに思っております。

委員長（百上真奈君）

他に質問はありますか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

12月27日に当時の財務部長から、副市長に報告が文書として出されたということですが、これ以外に口頭で報告の中に「異動希望を書いてください」や処遇を示唆する発言が市長から申立人にありましたという報告は含まれていましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

それについては全く、この件しか知りません。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

もう一つ、先ほどとちょっと重複する部分もあるかもしれませんが、この案件に関しては令和6年12月26日に法人Bに対して社員Cの解雇を求めることを申立人に対して指示されたという内容も含めて申立書にありました。

12月26日以前に社員Cと市長は接触をされたということを見聞きしていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

見聞きしておりません。

委員長（百上真奈君）

他に質問ございませんか。

福村委員。

委員（福村教親君）

最後に1点だけ。

先ほどの回答の中で、当時の財務部長に公平委員会へ直接調査を申し出る提案をしたということですが、その時期が令和7年末ぐらいだったと証言されたのですけれども、事案発生から約1年経った後に、そういう提案をされたという認識でよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

1年だったのか8か月だったのかはつきりは分らないのですが、かなり時間をおいて、半年以上の時間おいてからの提案になっているというのは事実です。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その間、それ以外の提案は一切なされなかったという認識でよろしいですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

はい、そうです。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

もう1点だけ、市当局として今回の申立てを受けて、特別職からのハラスメントの有無についての調査は行われましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（宮崎副市長）

してないというふうに認識をしています。

委員長（百上真奈君）

他に質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、以上で副市長に対する証人尋問を終了いたします。

証人におかれては、ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

(証人 退席)

委員長 (百上真奈君)

では暫時休憩いたします。再開は午前 11 時です。

(午前 10 時 51 分 休憩)

(午前 11 時 再開)

委員長 (百上真奈君)

では、休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、総務部次長に証人としてお入りいただきます。

それでは証人お入りください。

(証人 入室)

委員長 (百上真奈君)

どうぞお座りください。

証人におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。
ございます。

本委員会の調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
します。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

1、証言が証人又は証人の配偶者、4 親等以内の血族若しくは 3 親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりません
が、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読を最後の氏名まで含めてお願いいたします。

証人（川口総務部次長）

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月20日、川口光博。

委員長（百上真奈君）

それでは、お座りいただいて、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 署名・押印)

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

では皆さんご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。

なお、発言は着座のままで結構ですのでよろしくお願いいたします。

そして、委員の皆様申し上げます。

証人尋問は30分以内としておりますので、尋問は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは事前に回答書を証人からいただいておりますので、ま

ず確認をさせてください。

氏名、川口光博。生年月日、1969 年（昭和 44）年 11 月 28 日。
採用年月日と職種、1990 年（平成 2）年 4 月 1 日、事務職。令和
6 年 12 月 26 日本件発生当時の所属及び役職、総務部次長。申立
人職員 A 及び市長との姻戚関係の有無、無し。

証人、これに相違ございませんか。

証人（川口総務部次長）

はい、相違ございません。

委員長（百上真奈君）

では引き続き、質問をさせていただきます。

令和 6 年 12 月 26 日に発生しました本件事案に関する相談を受
けましたか。

証人。

証人（川口総務部次長）

はい、相談・報告等を受けておりません。

委員長（百上真奈君）

今回の事案について知っていましたか。また、聞いたことがあ
りますか。

証人。

証人（川口総務部次長）

具体的な内容までは知らなかったのですが、聞いており
ました。

委員長（百上真奈君）

聞いたということを前提に、事実確認等を行いましたか。

証人。

証人（川口総務部次長）

事実確認は行っておりません。

委員長（百上真奈君）

それには理由はありますか。

証人。

証人（川口総務部次長）

特に理由はございません。

委員長（百上真奈君）

ハラスメントが庁内で発生した場合のあなたの役割について説
明してください。

証人。

証人（川口総務部次長）

はい、私は人事課を所管します部の次長としまして、職員間同士のハラスメント事案が発生した場合について説明させていただきたいと思うのですが、職員間同士のハラスメント事案が発生した場合には、まずは相談者の安全確保に努めること。それから、公平公正な立場でそれに取り組む。そして、相談の内容によりましては、関係部署との連携も必要ということになりますので、その辺を念頭に置きまして、伊賀市におきましては、職員のハラスメント防止等に関する要綱がございますので、その要綱に基づき進めていく必要があると思っております。

進めていくに当たりましては、まず、相談者であったり関係者の聞き取り等が必要になってくるかと思いますので、その聞き取りに当たりましては、人事課が主体となっていくことになると思いますので、その指示であったり、進捗状況等を管理するのが私の役割だと思っております。

委員長（百上真奈君）

本件と同様、市長によるハラスメント疑いの事案が発生した場合の組織対応について説明してください。

証人。

証人（川口総務部次長）

今回の事案は市長からのハラスメントの疑いということでございますので、市長におきましては特別職ということですので、なかなか今の制度にはなかなか合わないということもございますので、慎重に取り扱う必要があるかと思いますが、もし私が相談を受けた場合はですね、私の上席に当たります総務部長への報告、それからこの案件につきましては、総務部長と共に、副市長にも報告し、指示を仰ぐというような形をとっていく必要があるかと思っております。

委員長（百上真奈君）

私からの質問は以上です。

他の委員の皆さんから質問をお願いいたします。

福村委員。

委員（福村教親君）

お忙しいところありがとうございます。

数点聞かせていただきます。

報告を受けていないという答弁がございました。ということ

は、令和6年12月26日から申立人が申立てを行った令和8年4月17日まで、本件について正式な報告は一切受けていないという認識でよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（川口総務部次長）

はい、正式な報告は受けておりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その間、申立人から個人的な相談を受けたことはございませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（川口総務部次長）

はい、個人的にも相談は受けておりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

おっしゃった現在の伊賀市の要綱では、特別職が対象になっていないということもあって今回の事案に対応できなかったとの認識でよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（川口総務部次長）

現在の要綱では対応できないと認識しております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

当時この事案について、当時の総務部次長の立場であるあなたのところまで報告が上がってこなかった理由というのは何か感じるところはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（川口総務部次長）

恐らくですけれども、かなり重大な案件ということで、関わっ

た部署の判断で行っていただいたということで、ちょっとその辺までしか正確なところは分かりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

申立人が市長から受けた言動について、何か相談しにくいような職場内の風土みたいなことは感じられることがありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（川口総務部次長）

そうですね、その辺の風土はあるかと感じております。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

はい、ありがとうございます。

確認ですけれども、職員同士の場合に要綱が適用されるということが分かりました。

担当部門としては、パワーハラスメントの認定をして、次の懲戒処分とか必要な措置に移っていかれるということだと思うのですが、パワーハラスメントの認定ということも行われると思うのですけれど、そのときの基準は伊賀市職員のハラスメント防止等に対する要綱にある定義に従って認定をされているということでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（川口総務部次長）

おっしゃるとおり、要綱に基づきましてハラスメントの対策委員会を立ち上げる必要があるかと思しますので、その中で総務部長を委員長としまして、委員会の中で認定していただくような形になるかと思います。

委員長（百上真奈君）

他に質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

ないということですので、以上をもちまして、総務部次長に対

する証人尋問を終了させていただきます。

証人におかれましては、ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

(証人 退席)

委員長 (百上真奈君)

では暫時休憩いたします。再開は 11 時 30 分です。

(午前 11 時 13 分 休憩)

(午前 11 時 30 分 再開)

委員長 (百上真奈君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、続いて総務部人事課長に証人としてお入りいただきます。それでは証人お入りください。

(証人 入室)

委員長 (百上真奈君)

どうぞお座りください。

証人におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

では、証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

- 1、証言が証人又は証人の配偶者、4 親等以内の血族若しくは 3 親等以内の姻族の関係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。
- 2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。
- 3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これ

らに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりません
が、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

それでは証人、宣誓書の朗読を最後の氏名までお願いいたします。

証人（前田人事課長）

宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月20日、前田智康。

委員長（百上真奈君）

それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 署名押印)

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

皆様ご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は、求められた範囲を超えないこと、そしてまた発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆様には、尋問時間は30分間以内を予定していますのでよろしくをお願いいたします。

それではまず、回答書をいただいておりますので、回答書に

ついて確認をさせていただきます。

氏名、前田智康。生年月日、昭和 49 年 2 月 16 日。採用年月日と職種、平成 12 年 4 月 1 日、事務職員。令和 6 年 12 月 26 日、本件発生当時の所属及び役職、総務部人事課課長。申立人職員 A 及び市長との姻戚関係の有無、無し。

以上につきまして、全て相違はありませんか。

証人。

証人（前田人事課長）

はい、相違ございません。

委員長（百上真奈君）

それでは、続けて伺います。

今回の事案に関する相談を受けましたか。

証人。

証人（前田人事課長）

受けた記憶はございません。

委員長（百上真奈君）

では今回の事案について、聞いたり、知っていたというようなことはありましたか。

証人。

証人（前田人事課長）

具体的な内容は承知していなかったのですが、市長が申立人の職場へ行って、通常ではない何かやりとりがあったというようなことは、聞かせていただいたことがあります。

委員長（百上真奈君）

では、聞かせていただいたということであれば、そのときにあなたは事実確認を何らかの方法で行ったことはありますか。

証人。

証人（前田人事課長）

ハラスメントに該当するような事案というような認識を持っておりませんでしたので、特に調査が必要であるとかというようなところには思いは至りませんでした。

委員長（百上真奈君）

では、ハラスメントが庁内で発生した場合のあなたの役割について説明してください。

証人。

証人（前田人事課長）

その事案が職員間での事案である場合については、私の職責としては、事実関係を調査の上、被害を受けている職員の心身のケア、それから職場環境の回復というところに取り組むと共に、ハラスメントということで認定がされた事案ということになれば、行為者の職員に対して懲戒処分等を含めた措置を行うというようなことが、私の対応になるかと思います。

委員長（百上真奈君）

本件と同様の事案が発生した場合、特別職によるいわゆるハラスメント疑いの事案が発生した場合は、組織対応としてはどうなるのか説明してください。

証人。

証人（前田人事課長）

伊賀市では、職員のハラスメント対策等に関する要綱というのがございまして、ハラスメント事案が発生した場合には、その要綱に基づいて対応していくということになりますが、その要綱に基づく対応の対象となるのが、先ほど申し上げた一般職員間という事案に対してということになりますので、特別職からの行為ということへの対応という中では、そういった、法令であるとか条例規則等に基づく対応というところについては、定めがないというふうに認識をしています。

その中での対応ということになってまいりますと、私としては、先ほど申し上げた対応の中で、職員の心身のケアであるとかに対応していくということと、あと、その事案そのものの解決に向けてということになりますと、上司である部長、次長への相談であるとか、行為者が市長である場合、副市長へ相談をして対応を、一緒に協議していくということになろうかと思います。

委員長（百上真奈君）

以上で総括尋問は終了いたします。

続いて各委員の皆さんから、この総括尋問以外の尋問をお願いいたします。

福村委員。

委員（福村教親君）

1点だけお伺いいたします。

報告を受けていないので対応していないと回答をいただきましたが、当時、法人Bの社員Cと市長の間にトラブルがあったとかなかったとか、そういう認識はございますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（前田人事課長）

委員がおっしゃっていただいたように、申立書を確認させていただいて具体的な内容を初めて把握したというようなことですので、私が申立人の職場で市長と何かあったという時点で、それ以降もですけれども、具体的にその法人の関係とかというような事案は承知をしておりませんでした。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

数点聞かせてください。

確認になるかも分かりません。

令和6年12月26日に申立人が特別職から受けたハラスメント事案について、申立人からの報告書は人事課に合議はありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（前田人事課長）

なかったと思います。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

市長から申立人に対する異動に関する指示がありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（前田人事課長）

受けていないと思います。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

申立人に関するハラスメント事案について、報告書が12月27日には副市長まで上がっていますが、それ以降の間、このハラスメント事案に対する対応や検討に関わりましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（前田人事課長）

関わっていないというふうに認識しています。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、以上で総務部人事課長に対する証人尋問を終了いたします。

証人におかれましては、ありがとうございます。

ご退席いただいて結構です。

（証人 退席）

委員長（百上真奈君）

では休憩に入ります前に、先に本日の第2項「その他」についてを議題といたします。

私、委員長からご協議議いただきたいことが2点ございます。

まず1点目ですが、8月17日付けで稲森市長から当委員会への出席に出席することに当たり、補佐人の同席の許可についての願いが提出されました。

補佐人は、愛知県一宮市在住の藤原規眞弁護士です。補佐人の助言は、委員長の許可を得て、証人が助言を求めた場合のみ認められ、それ以外の助言はできません。また、助言の範囲ですが、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に限られますし、助言以外に自ら発言することはできないことなど、条件をつけることになると思います。

補佐人の同席について皆さんのご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

（発言する者なし。）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、稲森市長が補佐人を同席させることについて許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

異議なしということですので、許可することと決定いたしました。

続きまして2点目です。

本年7月に実施しました「特別職におけるハラスメントに関する職員アンケート」等について、ヒアリング可能な職員の方がおられました。

その内の1名の方は、本委員会の事件になっておりますが、他の方の取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

ヒアリング可能な職員がおられたわけですがそれでもいいですかね。複数あります。

私としては、ヒアリングをしたほうがいいのではないかと思います。しているのですが、皆さんの意見をお聞きたいということです。

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

今の案件以外に別にあと何件あるとか、件数を教えていただいて、それを全部どうするかというのをここで諮っていただいたらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（百上真奈君）

ヒアリング可能な件数は、この1件を除き5件です。

福村委員。

委員（福村教親君）

ヒアリングを実施すべきだと思います。

委員長（百上真奈君）

では、ヒアリングを実施することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

では、ヒアリングを実施することに決定いたしました。

次にヒアリングの方法ですが、アンケートの中で正副委員長でのヒアリングを希望している方が1名おられました。他の方についても、その実施方法についてご協議いただきたいと思います。昨日事務局から関係職員に事前に聞いてもらっていますので、その結果を事務局から報告させます。

議事課副参事（山口良隆君）

はい、失礼いたします。

事務局より関係職員の方に問い合わせをさせていただいた結果、皆さん正副委員長で非公開でのヒアリングを希望されております。以上です。

委員長（百上真奈君）

正副委員長で非公開でのヒアリングを希望されているというこ

とでしたが、いかがいたしましょうか。

福村委員。

委員（福村教親君）

それは本人の意思を尊重していただいて、正副委員長でヒアリングをしていただいた後に、この委員会で報告していただければよいのではないかなと私は思いますが。

委員長（百上真奈君）

他にないですか。

ただ今、福村委員より、ヒアリングは正副委員長で行い、委員会に報告をとの意見をいただきました。

そのように取り扱うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

ではそのように取り扱うこととさせていただきます。

なお、ヒアリングは近日中に実施したいと考えておりますが、日程につきましては、正副委員長にご一任いただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

ではそのように取り扱うこととさせていただきます。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は午後1時です。

なお、午後からの証人尋問は、先の決定のとおり非公開で行います。会場は、委員会室となりますのでよろしくお願いいたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時 再開）

委員長（百上真奈君）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

●●主幹には証人として既にお入りいただいております。

証人、席までどうぞ移動ください。

どうぞお座りください。

証人におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は民事訴訟法の規定が準用されます。

これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

- 1、証言が証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。
- 2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。
- 3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただくかはなりません。が、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

それでは証人、宣誓書の朗読を最後の氏名までお願いいたします。

ます。

証人（●●主幹）

宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月20日、●●●●。

委員長（百上真奈君）

それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

（証人 署名押印）

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

皆様ご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は、求められた範囲を超えないこと、そしてまた発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆様には、尋問時間は60分間以内を予定していますので、質問は簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

それではまず、私の方から事前に回答書をいただいておりますので、回答書について確認をさせていただきます。

ちょっと聞いていてくださいね。

氏名、●●●●さん。生年月日、1976年（昭和51）年6月29日。採用年月日と職種、2000年（平成12）年4月1日、事務職員。令和6年12月26日本件発生当時の所属及び役職、●●主幹。申立人職員Aとの職務上の関係については、部下。座席の位置関係は、申立人職員Aから見て正面左側、約1.5メートルのところということですね。そして、本件発生時は在席でよろしいですか。申立人職員A及び市長との姻戚関係は無し。

以上、申しあげましたことについて全て相違ありませんか。

証人。

証人（●●主幹）

間違いありません。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

そうしたら、続けて私のほうから総括尋問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和6年12月26日、午前8時40分頃、これは申立書では電話のあった時間だということですが、当時の資産経営課長の

電話のやりとりを目撃しましたか。

証人。

証人（●●主幹）

はい。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長が電話を切った後、どのような話をしましたか。

証人。

証人（●●主幹）

電話の中で、ちょっと普段とは違う話し方で「一般企業の社員を解雇するようなことはできないじゃないですか」というところを話していたのを聞いていました。

委員長（百上真奈君）

「電話を切った後」というふうにお聞きしましたが、それはどうですか。

証人。

証人（●●主幹）

先ほどの話を聞いたので「誰と話していたのですか」というところでまず聞かせてもらいました。

委員長（百上真奈君）

分かりました。そういうようなことでやりとりがあったということですね。

そのあとですね、同じく 12 月 26 日午前 8 時 45 分頃、市長が資産経営課に来たことを目撃しましたか。

証人。

証人（●●主幹）

はい。

委員長（百上真奈君）

市長は大きな声で話していましたか。

証人。

証人（●●主幹）

先ほどの電話の内容をからちょっと怖いっていうかあれやっただけで、直接見ながら聞いていたわけではないのですけれども、会話をちょっと前半とか聞いています。

委員長（百上真奈君）

同じく 12 月 26 日午前 8 時 45 分頃、カウンターあたりからエ

レベーター付近に移動したと申立書では書いてあったのですけれども、どちらにしましても、市長が旧ふれあいプラザの契約解除について話をし、申立書に記述されている「いいかげんなことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「４年間何もしないで」などと言っているのを聞きましたか。

証人。

証人（●●主幹）

先ほどのカウンターのところから声が聞こえなくなったので、離れていったというか、向こうの方に行ったというのは分かっていたのですけれども、特に会話は聞いていないです。

委員長（百上真奈君）

次は市長指示の内容確認なのですが、市長との協議の中で、旧ふれあいプラザの件について、法人Bが社員Cを雇っていることについて、会社として信用できないから契約を解除するように、資産経営課長に指示しているのを聞いたことがありますか。

証人。

証人（●●主幹）

法人Bが社員Cを雇っているので信用できないという発言は聞いたことがあるのですけれども、契約解除の指示は直接は聞いたことはないです。

委員長（百上真奈君）

市長から、協議の中で社員Cを解雇するように法人Bに伝えるよう、資産経営課長に指示しているのを聞いたことありますか。

証人。

証人（●●主幹）

最初の８時４０分の電話のときに「誰と話していたのですか」と聞かせてもらったときに、そのようなことを言われたとは聞いたのですけれども、電話の内容なので直接聞いてはいません。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長が法人Bに社員Cを解雇するように伝えたとの報告がありましたか。

証人。

証人（●●主幹）

伝えてはないと思います。

報告は特にはなく、解雇はそもそもできないということを、最初に言ってくれていたもので、そのように法人Bに伝えたことはな

いと思いますけれど。

委員長（百上真奈君）

行政が民間企業に対し従業員の解雇を求めることは正当な業務だと思いますか。

証人。

証人（●●主幹）

そうは思いません。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

私からの質問は以上です。

それでは、委員の皆さん質問いかがでしょうか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

令和6年12月26日の8時40分頃、市長から職場のほうに電話が入ったということなのですが、応答は直接申立人がしたものなのか。課内の誰かが一旦応答して、申立人に引き継いだものか記憶はありますか。

証人。

証人（●●主幹）

誰と話したのかを私は分からなかったもので、私から電話を変ったということはないです。直接かどうかは分かりません。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

申立人が電話でのやりとりがあって、市長が職場のカウンター前まで来られて、市長が引き揚げて行った後で、どういう話をしたとか、職場内で申立人からの報告あるいは聞かされたという内容がありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

カウンターで聞こえた内容とほぼ一緒になるのですが、
「先ほどの発言はパワハラですよ」ということに対して、市長から「うるさいうるさい」と言われたということで、そのような報告を受けました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

申立人からのお話を聞いてのことだと思うのですが、申立人が「異動希望を出せという発言はパワハラですよ」と言ったところ、市長が「うるさい、うるさい」と言っているのを自席で聞いたことは間違いございませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

カウンターの会話をその辺までは聞いていました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

回答書の中で最後のほうに「恐怖を感じました。」というような文言がございますが、具体的にどういう恐怖を感じられたのか。イレギュラーなやりとりをカウンター越しに見聞きしたその状況が恐怖だったのか、他の思いがあったのか、その辺だけ具体的にお答えください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

一般企業の社員を解雇しなさいという発言に対して、そんなことはできないではないですかという電話でのやりとりの中で、即座にその次に「異動希望を書きなさい」と言っている感じだったので、考えてのことではなく即座に切り返して言っていることであったりとか、あと、当時12月の上旬から1月末にかけて買戻しをするのか、契約の解除するのかというところで、そこは市長の望んでくれている結果に持っていきたいというのはあったのですけれども、721万円という予算がないと何もできなかったもので、一旦2か月ほど延長のような形で、当時コロナとかもあったので、本当にもうどうしようもなく、それでもやっぱり契約を達成できなかったという結果に持っていきたかったもので、延長を出した後だったので、その契約の延長をしてあげた中で、もう即座に契約を解除しなさいというところも、当然市長決裁を受けての通知だったので、その辺りをちょっと怖いなと思ったので、そのカウンターでの会話も余り見ないようにして、ずっとこう聞いて

ているというのはちょっと自分も怖かったので、もう任したような形になっていて、そういうのがちょっと怖かったので回答書にそのように書きました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

最後にします。

あたなにとって申立人はどのような上司でしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

業務内容がファシリティーマネジメントと言いまして、これから人口も減ってきて、建物が老朽化してきてというところで、今までの行政がやっていなかったような業務だったので、地域に説明に行くこともよくありましたので、そういうときには先頭に立って引っ張っていつてくれるような上司でしたし、普段は私ともう1人で部下が2人しかいなかったのですけれども、2人がやりたいことを静観してみてくれて、何かあったら助け舟を出してくれるような形だったので、すごく頼れる上司でした。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんよろしいですか。

上田委員。

マイクお願いします。スイッチ。

委員（上田宗久君）

正に課内は非常に良好なハウレンソウのできる働きやすい職場であったということです。

そして外部に行くときにも、いろいろ一緒に行かれたと思います。

また、地域の人たちの懇談会にも、今問題になっている法人Bの社員Cを見かけて、またそのことについて、つぶやきというか、普段から私は民間会社の社員Cを解雇できないということもここにも出ているのです。電話中にも、民間会社の従業員に対してこちらから解雇するようには言えないということは、この場だけではなくて、その前からもそういうことを聞いたことがございますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

電話のときが初めてです。

委員長（百上真奈君）

上田委員、挙手してください。

委員（上田宗久君）

申立人が「以前にも言いました」というのは、市長に対することを言っておられるから、以前にもそういうことを市長が言ったことがあるようですけれども、聞いたことはないわけですね。

委員長（百上真奈君）

証人は聞いていませんとおっしゃっています。

他に質問はございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

よろしくお願いします。

市長がカウンターに来たときの感じっていうのは、どんな感じで来課されたという感じでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

電話は、申立人が「多分車の車内からだと思う」と言っていて、何で分かるのかなあと思っていたら、本当に数分後に市長が現れたので、パッと見たときには、かなり怒っているような感じではありました。カウンターをドンとしたとかは覚えていないです。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

表情が怒っている感じで来て、カウンターから申立人に対して呼んだという感じですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

多分、呼ぶ前にもう歩いてきているのが見えて、財務部長と申立人が2人でカウンターに行っていた感じですね。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

そのカウンターでの会話も先程お聞きして確認なんですけれど、カウンターで申立人が「あれはパワハラに当たりますよ」と言ったのに対して、市長が「うるさい、うるさい」と言ったということでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

そうですね。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

市長決裁をとって、皆で合意したはずのスケジュールに従って進めているのに対して「解除しろ」と言ってきたということなのですけど、それはこの日以前からもそういうことを言い続けられていたという感じですか。

委員長（百上真奈君）

森中委員、この件に関してですね。

委員（森中秀哲君）

この件に関してですね、1月末まで猶予期間を持ったというのは皆で合意したはずなのに、そのことについて「早く解除しろ」というような発言をこの日だけではなくて、その前からしていたのかということです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（●●主幹）

その前は記憶にないです。

委員長（百上真奈君）

他にありませんか。

委員の皆さん大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、以上で●●主幹に対する証人尋問を終了します。証人におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

では、暫時休憩します。再開は午後 2 時です。

(午後 1 時 22 分 休憩)

(午後 2 時 再開)

委員長（百上真奈君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、▲▲主任に証人として、既にお入りいただいておりますので、証人は証人席までお進みください。

どうぞお座りください。

証人におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は民事訴訟法の規定が準用されます。

これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

- 1、証言が証人又は証人の配偶者、4 親等以内の血族若しくは 3 親等以内の姻族の関係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。
- 2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。
- 3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6 箇月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりません。証人又は証人の配偶者、4 親等以内の血族若しくは 3 親

等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長 (百上真奈君)

そこに宣誓書があると思いますので、持っていて構いませんので、最後のご自分の名前のところまで、朗読をお願いいたします。

証人 (▲▲主任)

宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月20日、▲▲▲▲▲。

委員長 (百上真奈君)

それでは、座って宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 署名押印)

委員長 (百上真奈君)

はい、ありがとうございます。

皆様ご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は、求められた範囲を超えないこと、そしてまた発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆様には、尋問時間は60分間以内を予定していますので、質問は簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

それではまず、私の方から事前に回答書をいただいておりますので、回答書について確認をさせていただきます。

後で間違いないかだけ聞きますので、まず聞いてください。

氏名、▲▲▲▲。生年月日、昭和63年10月15日。採用年月日とそのときの職種、平成28年4月1日、事務職員。令和6年

12 月 26 日これは本件発生のときです、その当時の所属及び役職、▲▲主任。申立人職員 A の職務上の関係、部下。座席の位置関係、申立人の前で所属カウンター側の座席で財政課を背にする位置関係だということですね。

そのときに在席はされていなかったか。

証人。

証人（▲▲主任）

あとの質問にもあるのですけれども、電話をいただいたときは出勤前でしたので在席はしていませんでした。

市長が来られたときは、もう出勤後でしたので在席をしていた。

委員長（百上真奈君）

もう 1 点だけ、申立て人職員 A 及び市長との姻戚関係の有無、無し。

今私が申し上げましたことについて、全て間違いはありませんか。

証人。

証人（▲▲主任）

相違ございません。

委員長（百上真奈君）

続けて私のほうからまず質問をさせていただきます。

令和 6 年 12 月 26 日午前 8 時 40 分頃、電話の時です。そのときは先程の人定質問の中で、まだ出勤されてないということをおっしゃったか分かりませんが、改めてもう 1 度、電話の時間帯だと思うのですが、8 時 40 分頃、当時の資産経営課長の電話のやりとりを目撃しましたか。

証人。

証人（▲▲主任）

回答書では「直接見聞きしていない」と書かせていただいたのですが、8 時 40 分の時間でしたら「私は気付かなかった」という回答に訂正させていただきます。

委員長（百上真奈君）

はい、分かりました。

資産経営課長が電話を切った後、どのような話をしていたかは分かりますか。

証人。

証人（▲▲主任）

電話のことについては記憶にないです。

委員長（百上真奈君）

では次、同じ日の8時45分頃、申立書では市長が資産経営課に来た時間帯のことを書いてありましたので、8時45分頃に市長が資産経営課に来たことは目撃しましたか。

証人。

証人（▲▲主任）

目撃しております。

委員長（百上真奈君）

同じく8時45分頃、資産経営課カウンター、エレベーターといろんなことが書いてあったのですけれど、どちらにしましても、市長が旧ふれあいプラザの契約解除について話をされ、「いいかげんなことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4年間何もしないで」と申立書に記述されているのですけれど、そういった発言を聞きましたか。

証人。

証人（▲▲主任）

申立書の内容の文言そのままを、私自身が聞いたという記憶はないのですけれども、カウンターのところで意見が食い違うような形での言い合いがあったというのを目撃しております。

内容については、詳しくは聞き取れなかったというように記憶をしています。

委員長（百上真奈君）

では、市長の指示の内容確認なののですけれど、市長との協議の中で、旧ふれあいプラザの件について、法人Bが社員Cを雇っていることについて、会社として信用できないから契約を解除するように資産経営課長に指示しているのを聞いたことがありますか。

証人。

証人（▲▲主任）

法人Bに対する契約解除であったり、違約金事務の関係の市長レク等に同席をさせていただいたときに、そういった旨の発言があったのは聞いたと記憶しています。

委員長（百上真奈君）

では次に、市長から、協議の中で社員Cを解雇するように法人Bに伝えるよう資産経営課長に指示しているのを聞いたことはありますか。

証人。

証人（▲▲主任）

そのレク等でそのような指示があったというのは聞いております。

委員長（百上真奈君）

資産経営課長が法人Bに社員Cを解雇するように伝えたと、そのような報告がありましたか。

証人。

証人（▲▲主任）

資産経営課長から法人Bに社員Cを解雇するように伝えたといい報告は、私は聞いていません。

委員長（百上真奈君）

行政が民間企業に対し、従業員の解雇を求めることは正当な業務だと思いますか。

証人。

証人（▲▲主任）

私個人としては思いません。

委員長（百上真奈君）

私からの質問は以上です。

他の委員の皆さんから総括尋問以外の尋問をお願いいたします。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

お願いします。

市長レクのときに、旧ふれあいプラザについて、法人Bが社員Cを雇っているということで、法人Bが信じられないというのを聞いたことがあると今おっしゃったのでしたか。

そういうふうなことを言っていたということを誰かから聞いたのか、あなた自身が聞かれたのか、その辺はいかがですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（▲▲主任）

具体的にどちらかというと、そういうふうな方を雇っている会社は信用がならないというふうな発言を市長がされているのを、市長レクで聞かせていただいた記憶がございます。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

1点だけすいません。

市長が電話切った後にカウンター前に来られた際、申立人とのやりとりは、市長が大声を出したりとか、どういう感じだったのか覚えていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（▲▲主任）

市長室のほうから当課のカウンターのほうに歩いて来られるのが見えて、そのあと、多分その朝の電話の件で、申立人と市長がカウンターを挟んでお話をされていて、声量は定かなことは記憶にはないのですけれども、私が業務時間中にカウンターのほうを何回か注視をしていた記憶はございますので、カウンターのほうを注視しなければいけないような状態です。何かしらの意見の相違があって、声量とかまでは覚えていないのですけれども、注視をしなければ、気を付けなければいけないなというふうな、普段のお話合いでしたらそこまで注視もしないと思うのですけれども、そういうふうな注視が必要となる状況がありました。そのあと、何かしらちょっと意見の食い違いが大きくなってきたので、部長が止めに入られたというところまでは覚えています。その会話の内容であったり、どのような声量とかまでは、ずっと見ていたわけではないので、覚えてはいるのですけれども、何回か注視をしなければいけないような状況だったというのは確かだと覚えています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

職務上の立場を利用してそういう異動願いを強要された申立人に対してどのような思いがありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（▲▲主任）

その当時の課内の状況は、人間関係としてはすごく良好でして、市長レクとかの内容等も随時課内でも共有をさせていただいていた中で、業務の関係で異動をしてくださいというふうなことを言わ

れるということ自体が、その後、私自身も当時は公共施設の利活用とか、結構対外関係の多い部署だったので、その業務を今後自分自身が進めていく上でも、そういうふうなことを言われるとなると、今後仕事をしていくときに、変なプレッシャーがかかるというのは感じたので、それが申立人についても、そういう変なプレッシャーがかかった中で、そのまま業務を続けていくというのは、とても辛いところはあったのではないかというふうに感じました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

申立人は、あなたにとってどのような上司でしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（▲▲主任）

業務を進めていくに当たって、調整をしないといけない部署だったというところで、ご自身の責任感を持って事業を進めていこうというふうな形で、それについては市政の方向性であったり、部としての方向性もしっかりと鑑みた上で、積極的に進めていただけるし、矢面に立っていただけるので、すごく守っていただいているというふうな上司だったと覚えております。

委員長（百上真奈君）

他の委員からのご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

他に質問がないようですので、以上で、▲▲主任に対する証人尋問を終了します。

証人におかれましては、大変お忙しい中ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

これで今日の事項は全て終了いたしました。

次回8月25日の委員会は、引き続き2名の方の証人尋問を行いますので、よろしくお願いいたします。

開会時間は午前10時、場所は全員協議会室です。

これをもって本日の委員会を閉会します。

御苦勞様でした。

（午後2時16分 閉会）